

## 平成17年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査 集落の農業の将来展望に関する意向調査結果 ( 東 海 )

農林水産省は、農業関係団体等（全国担い手育成総合支援協議会）と連携し、将来の我が国農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図るため、集落営農の組織化・法人化をはじめとする「平成17年夏に向けた担い手育成の重点方針」を作成した。これに沿った担い手育成・確保に向けた全国運動を展開するに当たっての検討資料とするため、水田集落における集落営農の取組についての意識を把握する必要があることから、水田集落の「集落営農がない集落の代表者」及び「生産組織の代表者」が、集落営農について、どのように考えているのかを把握したものである。

本調査は、東海農政局において平成17年5月上旬から中旬にかけて、水田集落のうち、集落営農のない集落の代表者（以下「集落営農がない集落の代表者」という。）103名、水田集落に所在し、主位作目が耕種で管理運営主体が農家集団の生産組織の代表者（以下「生産組織の代表者」という。）91名に対して実施し、集落の代表者 101名、生産組織の代表者 86名から回答を得た結果である。

なお、調査は、統計・情報センターの職員がそれぞれの代表者に調査票を配付し、回収又は代表者から郵送する自計申告調査の方法で行ったものである。

### 調査結果の概要

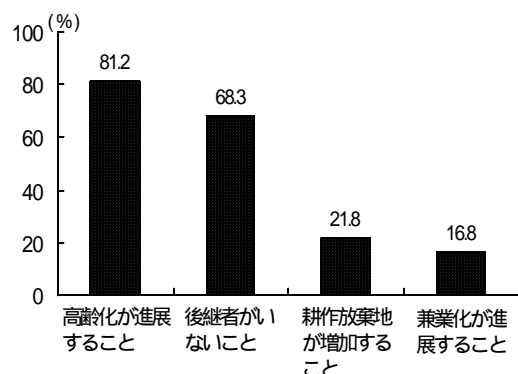
#### 1 集落営農がない集落の代表者

##### (1) 今後の集落の問題に関する集落の代表者の意識

- 「高齢化が進展すること」が8割 -

今後、お住まいの集落では、どのようなことが問題になると思うかについては、「高齢化が進展すること」が8割と最も高く、次いで「後継者がいないこと」が7割となっている。

図1 今後の集落の問題に関する集落の代表者の意識（複数回答）

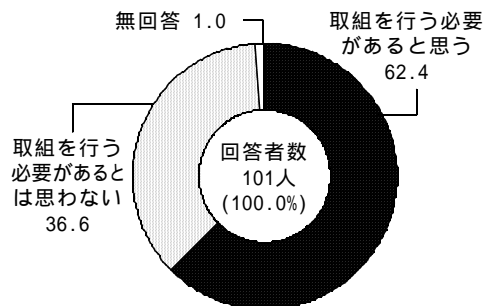


(2) 集落営農の組織化・法人化に向けた取組に関する意識

- 「取組を行う必要があると思う」が6割 -

お住まいの集落において、集落営農の組織化・法人化に向けた取組を行う必要があると思うかについては、「取組を行う必要があると思う」が6割を占めている。

図2 集落営農の組織化・法人化に向けた取組に関する集落の代表者の意識



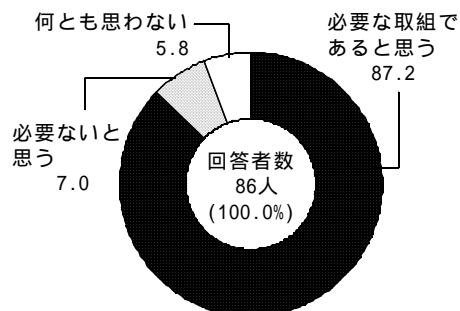
2 生産組織の代表者

(1) 集落営農や農作業受託組織の組織化・法人化に向けた取組に関する意識

- 「必要な取組であると思う」が9割 -

集落営農や農作業受託組織の組織化・法人化に向けた取組をどのように思うかについては、「必要な取組であると思う」が9割を占めている。

図3 集落営農や農作業受託組織の組織化・法人化に向けた取組に関する生産組織の代表者の意識

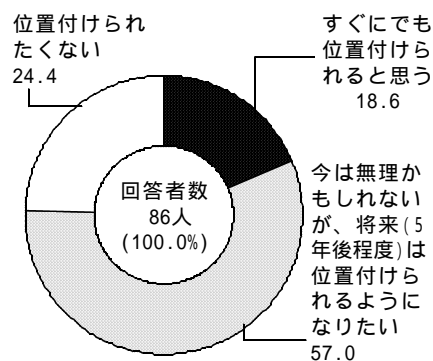


(2) 担い手の位置付けに関する生産組織の代表者の意識

- 「将来は位置付けられるようになりたい」が6割 -

今後、所属する農業生産組織は、担い手に位置付けられるようになると思うかについては、「今は無理かもしれないが、将来(5年後程度)は位置付けられるようになりたい」が6割を占めている。

図4 担い手の位置づけに関する生産組織の代表者の意識



# 解 説

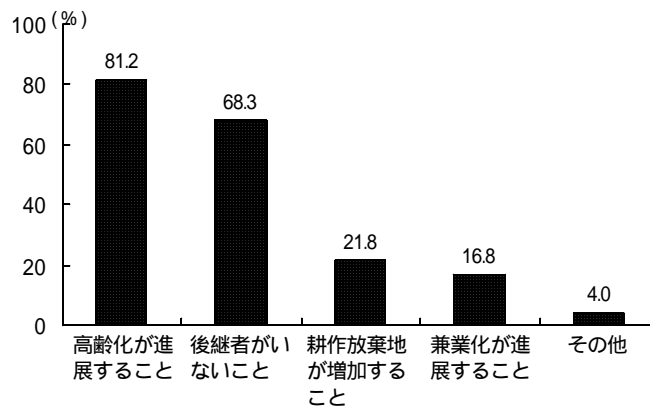
## 1 集落営農がない集落の代表者

### (1) 今後の集落の問題点

- 「高齢化が進展すること」が8割 -

今後、お住まいの集落では、どのようなことが問題になると思うかは、「高齢化が進展すること」が81.2%と最も高く、次いで「後継者がいないこと」が68.3%となっている。

図5 今後の集落の問題点（複数回答）



### (2) 今後の集落の営農活動の中心者

- 「認定農業者」が5割 -

今後、お住まいの集落では、どのような方が集落の営農活動の中心となると思うかは、「認定農業者」が49.5%と最も高く、次いで「特定農業法人」が27.7%、「特定農業団体」が26.7%となっている。

また、集落の営農活動の中心者はどの区域で確保されると思うかは、「集落内と集落外の両方」が36.6%と最も高く、次いで「集落内」が32.7%、「集落外」が25.7%となっている。

図6-1 今後の集落の営農活動の中心者（複数回答）

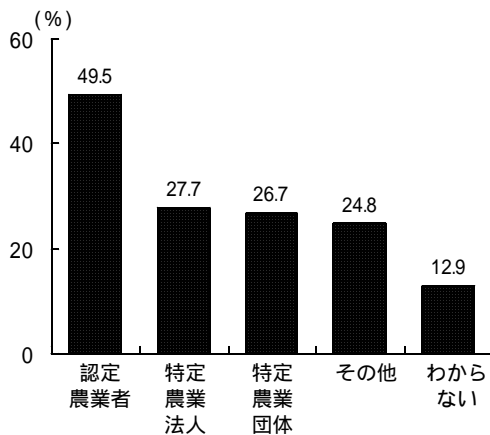
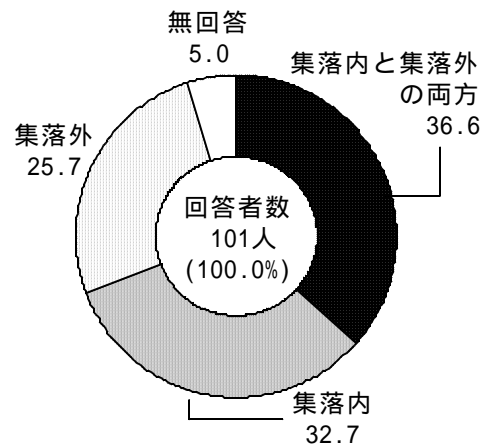


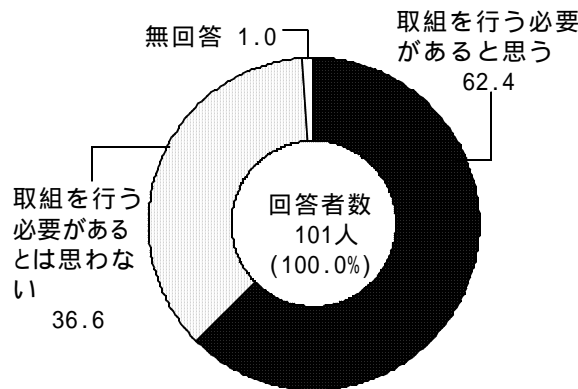
図6-2 集落の営農活動の中心者が確保されると思う区域



(3) 集落営農の組織化・法人化に向けた取組の必要性  
 - 「取組を行う必要があると思う」が6割 -

今後、お住まいの集落において、集落営農の組織化・法人化に向けた取組を行う必要があると思うかは、「取組を行う必要があると思う」が62.4%、「取組を行う必要があるとは思わない」が36.6%となっている。

図7 集落営農の組織化・法人化に向けた取組の必要性

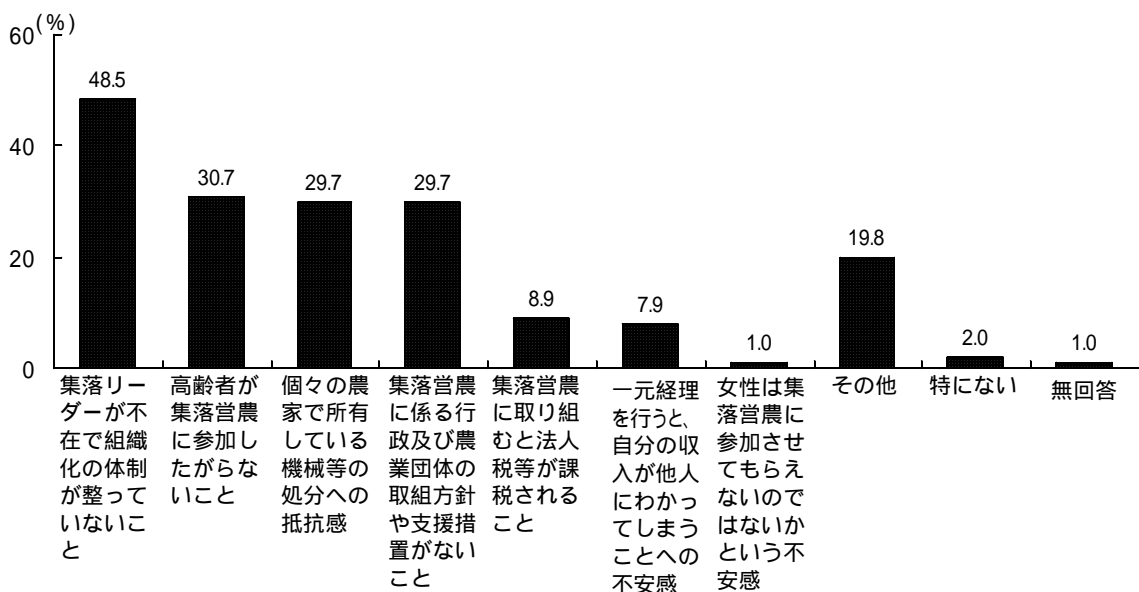


(4) 集落営農の組織化・法人化にあたっての問題点

- 「集落リーダーが不在で組織化の体制が整っていないこと」が5割 -

お住まいの集落において、集落営農の組織化・法人化にあたって、どのようなことが問題（障害）になると思うかは、「集落リーダーが不在で組織化の体制が整っていないこと」が48.5%と最も高く、次いで「高齢者が集落営農に参加したがるしないこと」が30.7%、「個々の農家で所有している機械等の処分への抵抗感」及び「集落営農に係る行政及び農業団体の取組方針や支援措置がないこと」が、それぞれ29.7%となっている。

図8 集落営農の組織化・法人化にあたっての問題点（複数回答）

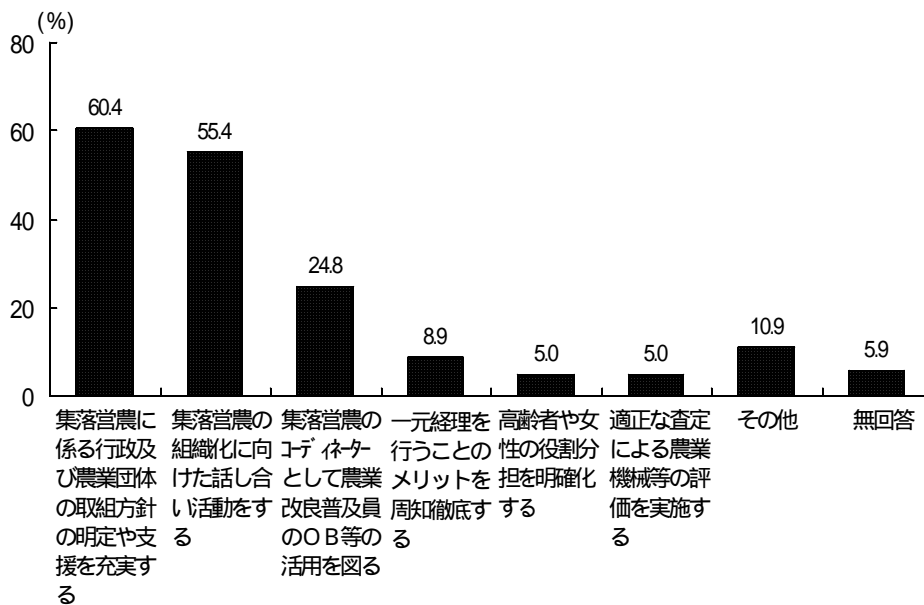


(5) 集落営農の組織化・法人化を進めるための方策

- 「集落営農に係る行政及び農業団体の取組方針の明定や支援を充実する」が6割 -

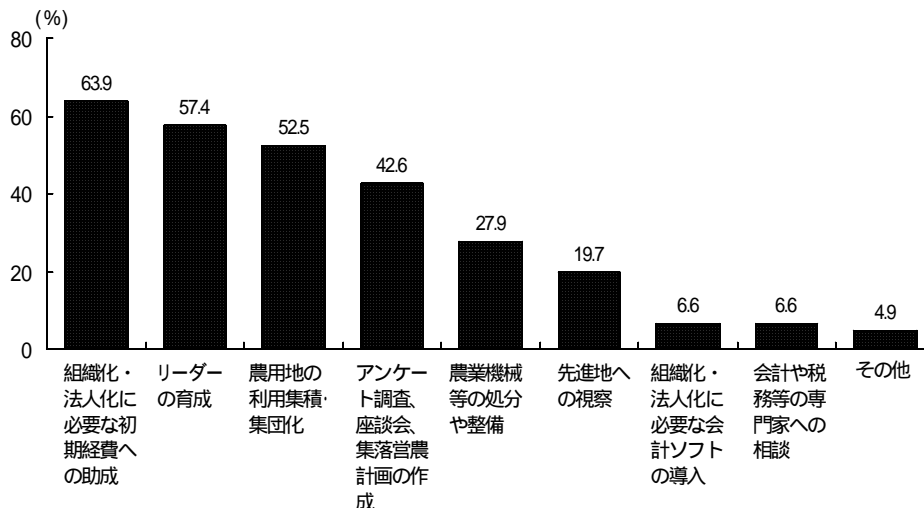
ア お住まいの集落において、集落営農の組織化・法人化はどのようなしたら進むと思うかは、「集落営農に係る行政及び農業団体の取組方針の明定や支援を充実する」が60.4%と最も高く、次いで「集落営農の組織化に向けた話し合い活動をする」55.4%となっている。

図9-1 集落営農の組織化・法人化を進めるための方策（複数回答）



イ 集落営農に係る行政及び農業団体の取組方針の明定や支援を充実すると回答した者が、必要と思う支援は、「組織化・法人化に必要な初期経費への助成」が63.9%と最も高く、次いで、「リーダーの育成」が57.4%、「農用地の利用集積・集団化」が52.5%、「アンケート調査、座談会、集落営農計画の作成」が42.6%となっている。

図9-2 集落営農の組織化・法人化にあたって必要な支援（複数回答）

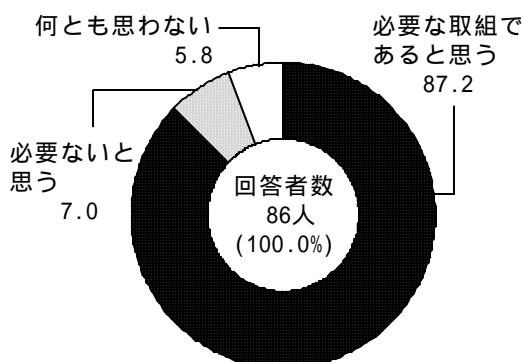


## 2 生産組織の代表者

- (1) 集落営農や農作業受託組織の組織化・法人化に向けた取組  
- 「必要な取組であると思う」が9割 -

集落営農や農作業受託組織の組織化・法人化に向けた取組をどのように思うかは、「必要な取組であると思う」が87.2%を占めている。  
一方、「必要ないと思う」は、7.0%となっている。

図10 集落営農や農作業受託組織の組織化・法人化に向けた取組



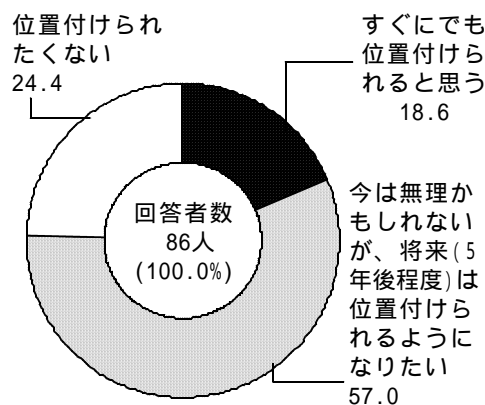
- (2) 担い手に関する意識  
- 「将来は位置付けられるようになりたい」が6割 -

### ア 担い手の位置付けに関する意識

今後、所属する農業生産組織は、担い手に位置付けられるようになると思うかは、「すぐにでも位置付けられると思う」が18.6%、「今は無理かもしれないが、将来（5年後程度）は位置付けられるようになりたい」が57.0%となっている。

一方、「位置付けられたくない」は24.4%となっている。

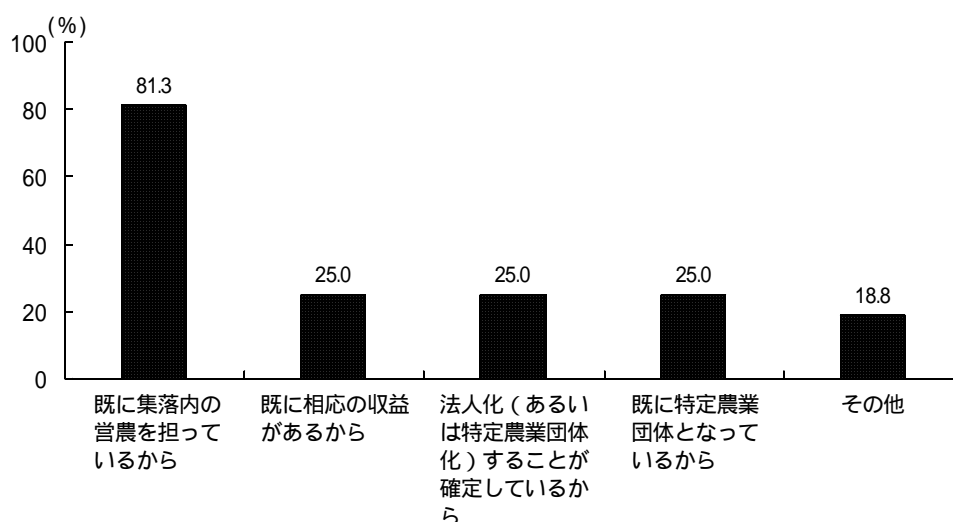
図11-1 担い手の位置付けに関する意識



## イ 担い手に位置付けられると思う理由

すぐにでも担い手に位置付けられると思うと回答した者が、そのように思う理由は、「既に集落内の営農を担っているから」が81.3%と最も高く、次いで、「既に相応の収益があるから」、「法人化（あるいは特定農業団体化）することが確定しているから」及び「既に相応の収益があるから」が、それぞれ25.0%となっている。

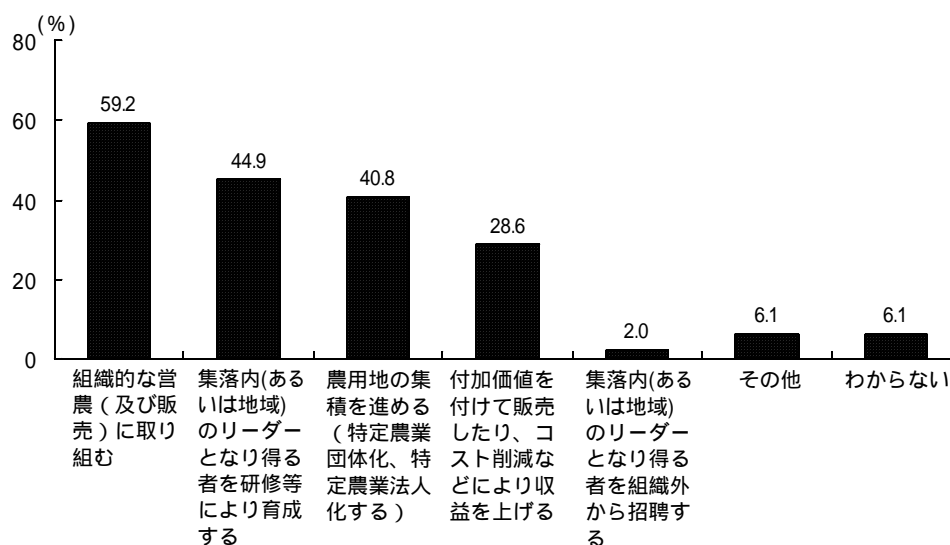
図11-2 担い手に位置付けられると思う理由（複数回答）



## ウ 担い手に位置付けられるための取組

今は無理かもしれないが、将来（5年後程度）は位置付けられるようになりたいと回答した者が、どのような取組を行えば担い手に位置付けられると思うかは、「組織的な営農（及び販売）に取り組む」が59.2%と最も高く、次いで「集落内（あるいは地域）のリーダーとなり得る者を研修等により育成する」が44.9%、「農用地の集積を進める（特定農業団体化、特定農業法人化する）」が40.8%となっている。

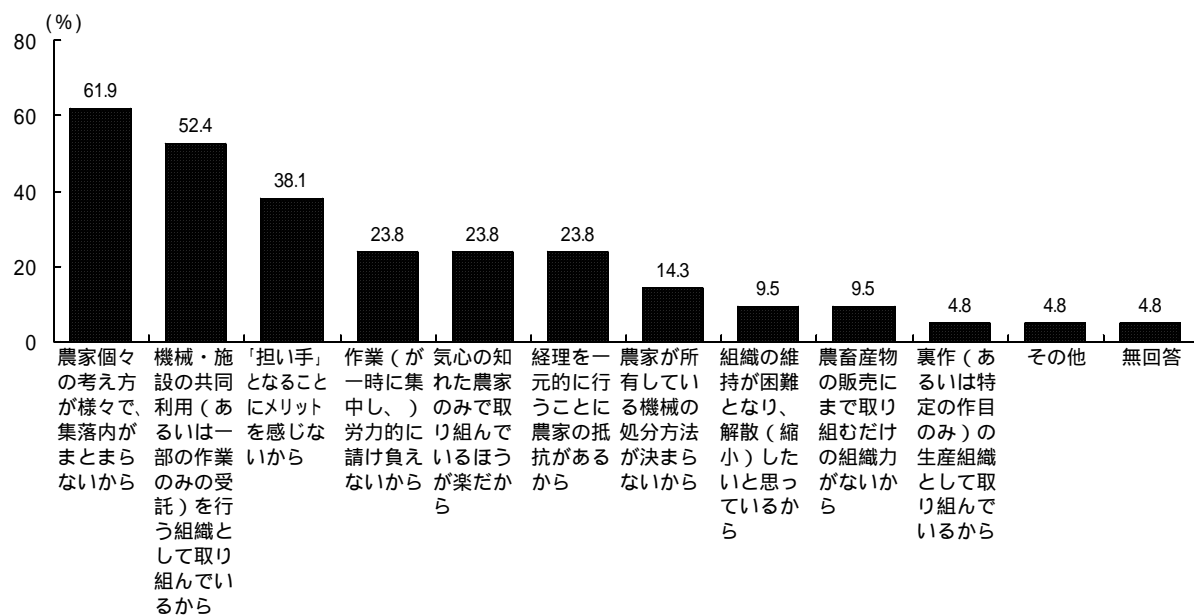
図11-3 担い手に位置付けられるための取組（複数回答）



## エ 担い手に位置付けられたくない理由

担い手に位置付けられたくないと回答した者が、そのように思う理由は、「農家個々の考え方が様々で、集落内がまとまらないから」が61.9%と最も高く、次いで「機械・施設の共同利用（あるいは一部の作業のみの受託）を行う組織として取り組んでいるから」が52.4%、「担い手となることにメリットを感じないから」が38.1%となっている。

図11-4 担い手に位置付けられたくない理由（複数回答）



# 【統計表】

## 1 回答者の属性

### (1) 集落営農がない集落の代表者

単位：人

属性	回答者数
東海計	101
農家数規模別	
5戸以下	1
6～9戸	1
10～19戸	17
20～29戸	21
30～39戸	23
40～49戸	13
50～69戸	12
70～99戸	10
100戸以上	3
主な経営形態別	
単一経営	86
複合経営	15
主な担い手別	
法人	-
任意組合	2
認定農業者	5
個々の農家	94
その他	-
主位作物別	
稲作	93
施設野菜	6
露地野菜	1
その他(販売なしを含む)	1

属性	回答者数
経営耕地面積規模別	
10ha未満	13
10～20ha	27
20～30ha	19
30～50ha	18
50～100ha	20
100～150ha	3
150～200ha	1
200ha以上	-
田面積規模別	
10ha未満	19
10～20ha	30
20～30ha	15
30～50ha	22
50～100ha	13
100～150ha	2
150ha以上	-
農業地域類型別	
都市的地域	48
平地農業地域	16
中間農業地域	15
山間農業地域	22

(2) 生産組織の代表者

単位：人

属性	回答者数
東 海 計	1 86
構成農家数規模	
5 戸 以 下	2 9
6 ~ 9 戸	3 6
10 ~ 19 戸	4 16
20 ~ 29 戸	5 11
30 ~ 39 戸	6 13
40 ~ 49 戸	7 7
50 戸 以 上	8 24
構成農家分布	
集 落 内	9 57
複 数 集 落	10 29
主 位 作 物 別	
稲 作	11 74
麦 類 作	12 5
雑穀・いも類・豆類	13 1
工芸農作物	14 1
施設野菜	15 2
露地野菜	16 2
花き・花木	17 1
受託面積規模別	
10ha 未 満	18 29
10 ~ 20ha	19 28
20 ~ 30ha	20 7
30 ~ 50ha	21 14
50 ~ 100ha	22 5
100ha 以 上	23 3
受託面積割合別	
25% 未 満	24 27
25 ~ 40%	25 23
40 ~ 60%	26 12
60 ~ 75%	27 10
75% 以 上	28 14

属性	回答者数									
栽培協定の有無別										
有	29 27									
無	30 59									
機械・施設の共同利用の有無別										
有	31 56									
無	32 30									
全作業受託の有無別										
有	33 57									
無	34 29									
部分作業受託形態別										
部分 受託 あり	<table border="0"> <tr> <td rowspan="4">                     育苗・耕起・代かき・                      田植・は種・定植のみ                      せん定・防除のみ                      収穫・乾燥・調製のみ                      複数の部分作業                 </td> <td>35</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>37</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>38</td> <td>46</td> </tr> </table>	育苗・耕起・代かき・ 田植・は種・定植のみ せん定・防除のみ 収穫・乾燥・調製のみ 複数の部分作業	35	14	36	1	37	10	38	46
育苗・耕起・代かき・ 田植・は種・定植のみ せん定・防除のみ 収穫・乾燥・調製のみ 複数の部分作業	35		14							
	36		1							
	37		10							
	38	46								
部分作業受託なし	39 15									
経 理 形 態 別										
組織名で販売しているが、一元経理を行っていない	40 4									
組織名で販売していないが、一元経理を行っている	41 27									
組織名での販売と一元経理の両方とも行っている	42 8									
組織名での販売と一元経理の両方とも行っていない	43 47									
農業地域類型別										
都 市 的 地 域	44 22									
平 地 農 業 地 域	45 25									
中 間 農 業 地 域	46 18									
山 間 農 業 地 域	47 21									

## 2 集落営農がない集落の代表者

### (1) 今後の集落の問題点(複数回答)

単位：%

区 分	回 答 者 数	計	高齢化が進展 すること	兼業化が進展 すること	後継者がいな いこと	耕作放棄地が 増加すること
東 海 計	101	100.0	81.2	16.8	68.3	21.8
岐 阜	36	100.0	80.6	19.4	61.1	27.8
愛 知	32	100.0	68.8	15.6	84.4	21.9
三 重	33	100.0	93.9	15.2	60.6	15.2

区 分	そ の 他	特 に ない	無 回 答
東 海 計	4.0	-	-
岐 阜	-	-	-
愛 知	3.1	-	-
三 重	9.1	-	-

### (2) 今後の集落の営農活動の中心者(複数回答)

単位：%

区 分	回 答 者 数	計	特定農業団体	特定農業法人	認定農業者	そ の 他
東 海 計	101	100.0	26.7	27.7	49.5	24.8
岐 阜	36	100.0	38.9	36.1	50.0	33.3
愛 知	32	100.0	31.3	28.1	40.6	15.6
三 重	33	100.0	9.1	18.2	57.6	24.2

区 分	わ か ら ない	無 回 答
東 海 計	12.9	-
岐 阜	2.8	-
愛 知	21.9	-
三 重	15.2	-

## 2 集落営農がない集落の代表者（つづき）

### (3) 集落の営農活動の中心者が確保されると思う区域

単位：%

区 分	回答者数	計	集 落 内	集 落 外	集落内と集落外の両方	無 回 答
東 海 計	101	100.0	32.7	25.7	36.6	5.0
岐 阜	36	100.0	30.6	25.0	44.4	-
愛 知	32	100.0	9.4	50.0	28.1	12.5
三 重	33	100.0	57.6	3.0	36.4	3.0

### (4) 集落営農の組織化・法人化に向けた取組の必要性

単位：%

区 分	回答者数	計	思 う	思 わ ない	無 回 答
東 海 計	101	100.0	62.4	36.6	1.0
岐 阜	36	100.0	66.7	33.3	-
愛 知	32	100.0	37.5	59.4	3.1
三 重	33	100.0	81.8	18.2	-

### (5) 集落営農の組織化・法人化にあたっての問題点（複数回答）

単位：%

区 分	回答者数	計	高齢者が集落営農に参加したがること	女性は集落営農に参加させてもらえないのではないかという不安感	個々の農家で所有している機械等の処分への抵抗感	集落営農に取り組むと法人税等が課税されること
東 海 計	101	100.0	30.7	1.0	29.7	8.9
岐 阜	36	100.0	30.6	-	44.4	13.9
愛 知	32	100.0	43.8	-	25.0	9.4
三 重	33	100.0	18.2	3.0	18.2	3.0

区 分	集落リーダーが不在で組織化の体制が整っていないこと	集落営農に係る行政及び農業団体の取組方針や支援措置がないこと	一元経営を行うと、自分の収入が他人にわかってしまうことへの不安感	そ の 他	特 に ない	無 回 答
東 海 計	48.5	29.7	7.9	19.8	2.0	1.0
岐 阜	44.4	27.8	11.1	19.4	-	-
愛 知	50.0	31.3	3.1	6.3	-	3.1
三 重	51.5	30.3	9.1	33.3	6.1	-

## 2 集落営農がない集落の代表者(つづき)

### (6) 集落営農の組織化・法人化を進めるための方策(複数回答)

単位：%

区分	回答者数	計	集落営農の組織化に向けた活動をする	高齢者の役割を明確にする	女性や高齢者の役割を明確にする	適正な機械等によるコスト削減を図る	集落営農のリーダーとして農業の活性化を図る	集落営農に行政機関の支援を受ける
東海計	101	100.0	55.4	5.0	5.0	24.8	60.4	
岐阜	36	100.0	69.4	5.6	-	22.2	72.2	
愛知	32	100.0	34.4	6.3	6.3	25.0	53.1	
三重	33	100.0	60.6	3.0	9.1	27.3	54.5	

区分	一元経営を行うことのメリットを周知徹底する	その他	無回答
東海計	8.9	10.9	5.9
岐阜	13.9	5.6	-
愛知	3.1	18.8	12.5
三重	9.1	9.1	6.1

### (7) 集落営農の組織化・法人化にあたって必要な支援(複数回答)

単位：%

区分	回答者数	計	組織化・法人化に必要な初期経費への助成	組織化・法人化に必要な会計ソフトの導入	農業機械等整備の処分や整備	農用地の利集積・集積団体化	アンケート調査、座談会、集落営農計画の作成
東海計	61	100.0	63.9	6.6	27.9	52.5	42.6
岐阜	26	100.0	50.0	11.5	34.6	73.1	46.2
愛知	17	100.0	64.7	5.9	17.6	58.8	41.2
三重	18	100.0	83.3	-	27.8	16.7	38.9

区分	会計や税務等の専門家への相談	リーダーの育成	先進地への視察	その他	特になし	無回答
東海計	6.6	57.4	19.7	4.9	-	-
岐阜	11.5	42.3	19.2	3.8	-	-
愛知	-	64.7	11.8	11.8	-	-
三重	5.6	72.2	27.8	-	-	-

### 3 生産組織の代表者

#### (1) 集落営農や農作業受託組織の組織化・法人化に向けた取組

単位：%

区 分	回答者数	計	必要な取組であると思う	必要ないと思う	何とも思わない	無 回 答
東 海 計	86	100.0	87.2	7.0	5.8	-
岐 阜	37	100.0	83.8	8.1	8.1	-
愛 知	24	100.0	83.3	12.5	4.2	-
三 重	25	100.0	96.0	-	4.0	-

#### (2) 担い手の位置付けに関する意識

単位：%

区 分	回答者数	計	すぐにも位置付けられると思う	今は無理かもしれないが、将来(5年後程度)は位置付けられるようになりたい	位置付けられたくない	無 回 答
東 海 計	86	100.0	18.6	57.0	24.4	-
岐 阜	37	100.0	24.3	54.1	21.6	-
愛 知	24	100.0	20.8	58.3	20.8	-
三 重	25	100.0	8.0	60.0	32.0	-

#### (3) 担い手に位置付けられると思う理由(複数回答)

単位：%

区 分	回答者数	計	既に特定農業団体となっているから	法人化(あるいは特定農業団体化)することが確定しているから	既に集落内の営農を担っているから	既に相応の収益があるから
東 海 計	16	100.0	25.0	25.0	81.3	25.0
岐 阜	9	100.0	44.4	11.1	77.8	11.1
愛 知	5	100.0	-	40.0	100.0	40.0
三 重	2	100.0	-	50.0	50.0	50.0

区 分	そ の 他	無 回 答
東 海 計	18.8	-
岐 阜	22.2	-
愛 知	20.0	-
三 重	-	-

### 3 生産組織の代表者（つづき）

#### (4) 担い手に位置付けられるための取組（複数回答）

単位：%

区 分	回答者数	計	農地用の集積を進める（特定農業団体化、特定農業法人化する）	組織的な営農（及び農産物の販売）に取り組む	付加価値を付けて販売したり、コスト削減などにより収益を上げる	集落内（あるいは地域）のリーダーとなり得る者を組織外から招聘する	集落内（あるいは地域）のリーダーとなり得る者を研修等により育成する	その他
東 海 計	49	100.0	40.8	59.2	28.6	2.0	44.9	6.1
岐 阜	20	100.0	35.0	55.0	35.0	5.0	35.0	10.0
愛 知	14	100.0	57.1	64.3	21.4	-	35.7	7.1
三 重	15	100.0	33.3	60.0	26.7	-	66.7	-

区 分	わからない	無 回 答
東 海 計	6.1	-
岐 阜	10.0	-
愛 知	-	-
三 重	6.7	-

#### (5) 担い手に位置付けられたくない理由（複数回答）

単位：%

区 分	回答者数	計	近隣に生産組織や大規模農家などが既に存在し、もめごとを起さしたくないから	作業（が一時的に集中し、）が労力的に請け負えないから	気心の知れた農家のみで取り組んでいるほうが楽だから	農家個々の考え方が様々で、集落内がまとまらないから	裏作（あるいは特定の作物のみ）の生産組織として取り組んでいるから	機械・施設の共同利用（あるいは一部の作業のみの受託）を行う組織として取り組んでいるから
東 海 計	21	100.0	-	23.8	23.8	61.9	4.8	52.4
岐 阜	8	100.0	-	37.5	37.5	50.0	-	50.0
愛 知	5	100.0	-	20.0	20.0	60.0	-	40.0
三 重	8	100.0	-	12.5	12.5	75.0	12.5	62.5

区 分	組織の維持が困難となり、解散（縮小）したいと思っているから	経理を一元的に行うことに農家の抵抗があるから	農家が所有している機械の処分方法が決まらないから	農畜産物の販売にまで取り組むだけの組織力がなから	「担い手」となることにメリットを感じないから	その他	無 回 答
東 海 計	9.5	23.8	14.3	9.5	38.1	4.8	4.8
岐 阜	-	12.5	12.5	25.0	37.5	12.5	-
愛 知	20.0	40.0	40.0	-	40.0	-	-
三 重	12.5	25.0	-	-	37.5	-	12.5

## 【利用上の注意】

### 1 調査の内容

本調査は、今後の担い手の育成・確保の取組を推進する際の資料とするため、水田集落の「集落営農がない集落の代表者」及び「生産組織の代表者」が、集落の農業の将来についてどのように考えているのかを把握したものである。

### 2 調査対象

2000年世界農林業センサス農業集落調査における水田集落のうち、集落営農のない集落の代表者及び水田集落に所在し、2000年世界農林業センサス農業サービス事業体調査における主位作目が耕種でかつ管理運営主体が農家集団の生産組織の代表者

### 3 標本抽出等

水田集落数の構成割合に応じて整理したリスト及び生産組織数の構成割合に応じて整理したリストから、それぞれ系統抽出法により全国では1,500人を抽出し、東海農政局では「集落営農がない集落の代表者」103人、「生産組織の代表者」91人を対象とした。

### 4 実施時期

平成17年5月上旬～中旬

### 5 調査方法

統計・情報センター職員により調査票を配布し、回収又は東海農政局及び統計・情報センターへの郵送回収による自計申告調査の方法で行った。

### 6 調査票の回収率等

	配付者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)
<集落営農がない 集落の代表者>			
東海計	103	101	98
岐阜県	37	36	97
愛知県	33	32	97
三重県	33	33	100
<生産組織の代表者>			
東海計	91	86	95
岐阜県	42	37	88
愛知県	24	24	100
三重県	25	25	100

### 7 用語の説明等

- (1) 水田集落とは、水田率が70%以上の農業集落をいう。
- (2) 集落営農とは、「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組を行うもの及び栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組を

行うものを除く。)をいう。

- (3) 生産組織とは、複数の農家が農業生産の生産過程における一部若しくは全部について共同化又は統一化に関する協定の下に統合している生産集団および農業経営や農作業を組織的に受託する組織をいうが、本調査では、農業経営を行っている組織を除いた組織とする。
- (4) 特定農業団体とは、農業経営基盤強化促進法に基づいて、地域の地権者の合意を得て地域の農地の3分の2以上を集積（作業受託）する集落営農組織をいう。
- (5) 特定農業法人とは、農業経営基盤強化促進法に基づいて、地域の地権者の合意を得て地域の農地の過半を集積する農業生産法人をいう。
- (6) 統計表の回答者の属性の「集落営農がない集落の代表者」の属性は、当該集落の主な状態別に区分したものであり、「主な経営形態」とは、集落としての主な経営形態をいい、「主な担い手」とは、集落の営農活動の中心となる者をいい、「主位作物」とは、集落の農産物販売金額1位の部門の割合が最も高い作目をいう。
- (7) 統計表の回答者の属性の「生産組織の代表者」の属性は、当該生産組織の状態別に区分したものであり、「受託面積割合」とは、構成農家が所在する集落の総農地面積に占める受託面積割合をいう。
- (8) 農業地域類型とは、地域農業構造を規定する基盤的条件の等質性を考慮し、「都市的地域」は可住地に占めるD I D面積割合、人口密度が高い旧市町村、「平地農業地域」は耕地率、平坦地割合等が大きい旧市町村、「中間農業地域」は平地農業地域と山間農業地域の中間的な性格の旧市町村、「山間農業地域」は林野率が著しく高い地域に分類したものである。  
なお、詳細は次表のとおりである。

農業地域類型	基準指標
都市的地域	可住地に占めるD I D面積が5%以上で、人口密度約500人以上又はD I D人口2万人以上の旧市町村。 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市町村。
中間農業地域	耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市町村。 耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市町村。
山間農業地域	林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市町村。

- 注：1) 決定順序：都市的地域 山間農業地域 平地農業地域・中間農業地域  
 2) D I D「人口集中地区」とは、人口密度約4,000人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。  
 3) 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。  
 4) 旧市区町村とは、昭和25年2月1日現在の市町村の区域のことをいう。

- (9) 統計表の各回答率は、各設問（各区分）の有効回答者数計を100.0とする割合である。
- (10) 表示単位未満を四捨五入したため、計と内訳の積み上げ値は必ずしも一致しない。
- (11) 統計表に使用した記号「-」は、事実のないことを表す。

(12) 統計表の数値の中には、回答者数の少ないものもあるので、利用に当たっては、十分注意されたい。

問い合わせ先

東海農政局 総務部 情報推進課  
電 話（代表） 052(201)7271 内線2261、2262  
（直通） 052(223)4643

この資料は、東海農政局ホームページ【<http://www.tokai.maff.go.jp/>】の「統計・情報」から御覧いただけます。